

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	水産課	検索番号	A
法令名	漁業法	根拠条項	132-2	
許認可等	特定水産動植物の採捕の許可			
(根拠規定)				
○漁業法 (昭和24年法律第267号) (特定水産動植物の採捕の禁止)				
第132条 何人も、特定水産動植物 (財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第4号及び第189条において同じ。) を採捕してはならない。				
2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。				
(1) ～ (3) 略				
(4) 前3号に掲げる場合のほか、当該特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合				
○漁業法施行規則 (令和2年農林水産省令第47号) (特定水産動植物)				
第41条 法第132条第1項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。				
(1) うなぎの稚魚 (全長13センチメートル以下のうなぎをいう。)				
(2) あわび				
(3) なまこ				
(特定水産動植物の採捕の禁止に関する適用除外)				
第42条 法第132条第2項第4号の農林水産省令で定める場合は、試験研究又は教育実習のため特定水産動植物を採捕することについて農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が、当該特定水産動植物を採捕する場合とする。				
2 ～ 12 略				
(許認可等の基準)				
○愛媛県特定水産動植物採捕許可事務処理要領 (令和2年11月24日制定)				
第2 許可基準				
知事は次の(1)から(4)までの全てを満たす場合には、許可をするものとする。				
(1) 試験研究又は教育実習の目的及び計画の内容が、必要かつ妥当と認められること。				
(2) 当該特定水産動植物の採捕によって、特定水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらさないと認められること。				
(3) 申請者が、次のアからエまでに掲げる者に該当しないこと。				
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)				
イ 申請者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人 (操船又は採捕を指揮監督する者をいう。以下同じ) の中に暴力団員等に該当する者があるもの				
ウ 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者				
エ 申請者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの				
(4) 採捕に従事する者 (採捕の責任者を含む。以下同じ。) の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないこと。				

第3 許可手続

1 許可の申請者

許可の申請ができる者は、次の(1)から(5)までに掲げる者に限るものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（水産に関する学科を置くものに限る。）又は大学
- (3) 独立行政法人又は地方独立行政法人
- (4) 国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究又は教育実習を行う法人
- (5) 知事が認める者

2 ～ 4 略

（その他）

○愛媛県特定水産動植物採捕許可事務処理要領（令和2年11月24日制定）

第3 許可手続

1 略

2 許可の申請手続

知事が管轄する水面において許可を受けようとする者は、特定水産動植物採捕許可申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を知事に提出する。

3 審査及び実態調査

知事は、提出された申請書の記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実態を調査し、その申請が適正かつ妥当なものであるかどうかを判断する。

4 略